

地域課題の解決につながる
起業を応援します！

高知県創業支援 事業費補助金

最大 **200** 万円
補助

随時
受付中

申請受付期間

令和4年4月28日(木)～令和4年9月30日(金)

東京23区（在住者または通勤者*1）から高知県内へ移住して起業する場合は、

移住支援金が世帯で**100万円**（単身は**60万円**）が、転入先の市町村から支給されます*2。

※詳しくは転入先の各市町村・移住支援事業担当部署へお問い合わせください。

*1通勤者は東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県（条件不利地域除く））に在住する方に限ります。

*2 移住支援金の支給を受けるためには、当補助金の審査会の採択が必要です。



お問い合わせ
高知県産学官民連携課
〒780-8515 高知市永国寺町6番28号
高知県産学官民連携センター「ココプラ内」
TEL : 088-823-9781 FAX : 088-821-7112
Mail:121701@ken.pref.kochi.lg.jp

補助金申請書等詳細については、
右記QRコード又は下記
URLよりご確認ください。



<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/121701/r4-sougyohojokin.html>

高知県内で新たに地域課題の解決につながる創業をする方に対し、必要な経費の一部を補助します。

対象事業

- ・県内において起業する社会的事業※
- ・県内においてSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野で事業承継又は第二創業する社会的事業※

例：地域活性化関連、まちづくり推進、子育て支援、社会教育関連、買い物弱者支援 等

※

- ①地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）
- ②提供するサービスの対価として得られる利益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
- ③当該地域の課題の解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）

対象者

次に掲げる項目の全てに該当する方

- ①こうちスタートアップパーク※の起業家会員であること
ただし、法人が事業承継又は第二創業する場合は不要
- ②県が指定する起業支援プログラムを補助事業完了日までに修了すること
- ③県内に居住している又は補助事業完了日までに居住すること
- ④補助金交付決定日以降、令和5年1月31日又は補助事業完了日までに起業又は事業承継、第二創業を行う方

※起業に取り組む方をサポートするプラットフォームです。様々なプログラムやメンタリング(起業相談)によって事業立ち上げ・成長をサポートします。

補助限度額

上限：200万円 下限：30万円

※外部資金の調達がない場合は、100万円を上限

補助率

1/2以内

起業支援アドバイザー

事業実施計画書の策定支援から起業後の伴走支援等まで様々な相談に応じます。

※詳細については右記QRコードもしくは下記お問い合わせ先までご連絡ください。



補助対象経費

人件費、謝金、旅費、需用費、印刷製本費、修繕費、役務費、委託費、使用料及び賃貸料、工事費、原材料費、備品購入費、負担金 等

※交付決定日以降に発注する経費が対象です。

※詳細は活用ガイドをご参照ください。

手続きの流れ



《審査会(予定)》6月・8月・10月(計3回)

《審査会実施例》※審査会の前月末までに申請を受け付けた計画書について審査奇数
8月審査会の場合：6月～7月末に申請があったもの

《令和3年度の採択事例》

ぶどう園承継&ワイン製造

【事業地】南国市

【事業概要】

- ・閉園したぶどう園を活用し、オリジナルワインの製造販売
- ・高知産のワインをブランディングし、農園体験などを通じて地域活性化を目指す

放課後絵画造形教室

【事業地】高知市

【事業概要】

- ・小学生を対象に絵画造形教室を開催
- ・自主性を尊重し、学ぶ機会の少ない芸術を通じて、教育への貢献を図る

出張訪問美容業

【事業地】いの町

【事業概要】

- ・高齢者の多い地域で、出張訪問の美容サービス業
- ・地域の集いの場となることで、地域コミュニティの活性化を図る

他県の採択事例

- ・ジビエブランドの確立と有害鳥獣対策
- ・子育て支援中心の発達支援事業所 等

お問い合わせ

高知県産学官民連携課
〒780-8515 高知市永国寺町6番28号
TEL：088-823-9781 FAX：088-821-7112
Mail：121701@ken.pref.kochi.lg.jp

